

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1912号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第6-224号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員並びに第2条第8号、第10号及び第11号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>ア 当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が<u>3箇月</u>以下である育児休業</p> <p>イ 当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が<u>3箇月</u>を超える育児休業のうち、次に掲げる育児休業</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員（当該育児短時間勤務の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が<u>3箇月</u>以下である職員を除く。）又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（育児休業条例第15条又は第16条の規定により読み替えられた一般職員給与条例第7条第1項又は市町村立学校職員給与条例第6条第1項に規定する算出率をいう。第12条第2項第5号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員並びに第2条第8号、第10号及び第11号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>ア 当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が<u>2箇月</u>以下である育児休業</p> <p>イ 当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が<u>2箇月</u>を超える育児休業のうち、次に掲げる育児休業</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員（当該育児短時間勤務の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が<u>2箇月</u>以下である職員を除く。）又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（育児休業条例第15条又は第16条の規定により読み替えられた一般職員給与条例第7条第1項又は市町村立学校職員給与条例第6条第1項に規定する算出率をいう。第12条第2項第5号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。